

Q160. 精神疾患発症の原因が長時間労働、セクハラ、パワハラ等の業務に起因する労災かどうかは、どのように判断すればよろしいでしょうか。

精神疾患発症の原因が長時間労働、セクハラ、パワハラ等の業務に起因する労災かどうかは、行政レベルでは、『心理的負荷による精神障害の認定基準』（基発 1226 第 1 号平成 23 年 12 月 26 日）を参考にして判断することになりますので、企業レベルでも、基本的には同認定基準を参考に労災に当たるかどうかを判断することになります。

月 100 時間を超える恒常的な時間外労働がなされている場合のように、労災である可能性が高い事案については、基本的には、直ちに労災であることを前提とした対応を取るとともに、労災申請に協力していくこととなります。

他方で、労災であるとは直ちにいけない事案においては、労災申請を促して労基署の判断を仰ぎ、審査の結果、労災として認められれば労災として扱い、労災として認められなければ私傷病として扱うこととすれば足りるものと思われま

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎